

小 諸 ・ 北 佐 久 勤 労 者 互 助 会 給 付 金 給 付 一 覧 表

給 付 事 由		全労済協会給付金額(円)	附加給付金額(円)	提 出 書 類	
死亡 保険金	会員 本人	交通事故により死亡した場合	1,050,000	<p>「全労済協会所定用紙」での申請となりますので、互助会事務局までご連絡ください。</p> <p>◎保険金請求書兼証明書 ◎死亡診断書(コピー)</p> <p>◎被保険者と保険金受取人の関係が確認できるもの戸籍謄本等(コピー可)</p> <p>◎脱会届</p>	
		不慮の事故により死亡した場合	550,000		
		疾病により死亡した場合(71歳未満)	300,000		
		疾病により死亡した場合(71歳以上)	150,000		
死亡 弔慰金		会員の配偶者が死亡した場合	60,000	<p>◎保険金請求書兼証明書</p> <p>◎被保険者(会員)と対象者の続柄、対象者の死亡が確認できる証明書</p> <p>戸籍謄本(全部事項証明書)・住民票(死亡記載のあるもの)・死亡届等(コピー可)</p> <p>◎死産、死因が住宅災害の場合は、上記のほか死亡診断書・死亡検案書等(コピー可)</p>	
		会員の子が死亡した場合(妊娠24～27週以上の死産を含む)	20,000		
		会員の親が死亡した場合	8,000		
		会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合	20,000		
重 度 障 害 保 険 金 ・ 後 遺	会員 本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	1,050,000～42,000	<p>「全労済協会所定用紙」での申請となりますので、互助会事務局までご連絡ください。</p>	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	550,000～22,000		
		疾病により重度障害の状態となった場合(71歳未満)	300,000		
		疾病により重度障害の状態となった場合(71歳以上)	150,000		
傷 病 休 業 保 険 金	会員 本人	傷病により右の期間を 休業した場合	休業 14 日 以上	8,000	<p>「全労済協会所定用紙」での申請となりますので、互助会事務局までご連絡ください。</p> <p>◎保険金請求書兼証明書</p> <p>◎健康保険傷病手当金請求書(写し) [社会保険加入事業所]</p> <p>◎タイムカード等休業日数を把握できるもの [社会保険に加入していない事業所]</p>
			休業 30 日 以上	16,000	
			休業 60 日 以上	23,000	
			休業 90 日 以上	32,000	
			休業 120 日 以上	37,000	
住 宅 災 害 保 険 金	火 災 等	会員の居住する建物・ 家財の損害の程度が右 の割合となった場合	50%以上	300,000	<p>「全労済協会所定用紙」での申請となりますので、互助会事務局までご連絡ください。</p>
			30%以上50%未満	210,000	
			20%以上30%未満	150,000	
			20%未満	60,000	
	自 然 災 害	会員の居住する建物の 損害の程度が右の割合 となった場合	70%以上	90,000	
			20%以上70%未満	45,000	
			20%未満	9,000	
		会員の居住する建物の床上浸水	18,000		
会員が結婚した場合			12,000	◎保険金請求書兼証明書 ◎戸籍謄本など婚姻日が確認できるもの(コピー可) 住民票不可	
会員に子が出生した場合			10,000	◎保険金請求書兼証明書 ◎戸籍謄本・住民票・母子手帳の出生届出済証明書等、出生と会員との続柄が確認できるもの(コピー可)	
会員の子が小学校に入学した場合			6,000	◎保険金請求書兼証明書	
会員が結婚して25周年の記念日を迎えた場合			10,000	◎保険金請求書兼証明書 ◎会員の戸籍抄本(コピー可)	
永 年 勤 続 祝 金		同一事業所 20 年 目	10,000	◎保険金請求書兼証明書	
		同一事業所 30 年 目	10,000		
退 職 慰 労 金		会員加入年数 10 年 以上	10,000	◎保険金請求書兼証明書	
		〃 5 年 以上 10 年 未 満	5,000		